

## 保険料の決まり方

保険料は、興部町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{興部町に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%}}{\text{興部町に住む 65歳以上の方の人数}}$$

興部町の基準額は **51,600円 (年額)** です。

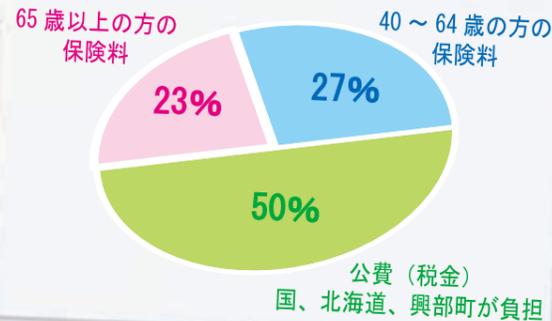
保険料は、基準額をもとに本人と世帯の課税状況や所得に応じて、以下の9段階に分けられ、個人ごとに保険料が決まります。

### 興部町における保険料 (年額)

保険料段階	対象		基準額に対する負担率	保険料 (年額)
	世帯	本人所得		
第1段階	非課税世帯	老齢年金受給者・生活保護受給者及び課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下	0.300	<b>15,480円</b>
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が年間120万円以下	0.500	<b>25,800円</b>
第3段階		課税年金収入+合計所得金額が年間120万円超	0.700	<b>36,120円</b>
第4段階	課税者あり	本人 課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下	0.900	<b>46,440円</b>
第5段階		本人 非課税 課税年金収入+合計所得金額が年間80万円超	1.000	<b>51,600円</b>
第6段階	本人課税者	合計所得が120万円未満	1.200	<b>61,920円</b>
第7段階		合計所得が120万円以上～210万円未満	1.300	<b>67,080円</b>
第8段階		合計所得が210万円以上～320万円未満	1.500	<b>77,400円</b>
第9段階		合計所得が320万円以上	1.700	<b>87,720円</b>

### 介護保険の財源

40歳以上のみなさま一人ひとりが納める保険料が介護保険の大切な財源です。



## 保険料の納め方

受給している年金の額によって決められています。納め方は個人で選べません。

### 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が

年額 **18万円以上**の方

**特別徴収** 年金から天引きになります  
※老齢福祉年金は特別徴収の対象外です。

- 年金の定期支払いの際に、受給額から保険料が天引きされます  
65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定するため、4・6・8月は、通常、前年度2月と同額の保険料での徴収(仮徴収)となります。  
10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額の徴収(本徴収)となります。

- 特別徴収の対象者として把握されると約6ヶ月後から保険料が天引きになります。  
年金から天引きになる方には、興部町から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。  
また、年度途中で65歳になった、年金の受給が始まった、他の市区町村から転入した場合などは、一時的に納付書で納めることがあります。

年額 **18万円未満**の方

**普通徴収** 納付書で各自納めます

- 興部町から送付される納付書に記載された納付期限までに、納付書または口座振替で、指定金融機関などを通じて納めてください。

忙しい方、なかなか外出できない方には

**口座振替** が便利です。

介護保険料の納付書、通帳、通帳届け出印を持って、指定金融機関でお申込みください。  
※口座振替の開始は、通常申し込み日の翌月からになります。  
※口座残高をご確認ください。残金不足で、引き落としできない場合があります。

### 保険料を納めないでいると...

特別な事情がないのに保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。

#### ◆1年以上滞納すると

サービスを利用した時に費用が全額利用者負担になります。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

#### ◆1年6ヶ月以上滞納すると

サービス利用時は全額利用者負担になります。申請しても保険給付分の一部または全部が差し止めとなり、滞納している保険料分にあてられる場合があります。

#### ◆2年以上滞納すると

滞納した期間に応じて、サービスを利用した時の利用者負担割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

災害などの特別な事業があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられる場合もあります。納付が難しいときは、担当窓口へご相談ください。

### 保険料はいつから納め始めるのですか？

保険料は、65歳の誕生日の前日に属する月の分から納めます。  
例 ●8月1日が65歳の誕生日の方  
誕生日の前日は、7月31日なので、7月分から納めます  
●8月2日が65歳の誕生日の方  
誕生日の前日は、8月1日なので、8月分から納めます

### サービスを利用していないのですが納めた保険料は返してもらえますか？

65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源になっています。ですから、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうかご理解ください。